



児童虐待防止のための教育について

1 虐待の背景と教育の必要性

虐待は非常に複雑な問題であり、その判定や対応のあり方についても多面的なアプローチを必要としています。表面的には親子関係の歪みに見えても、そこには、親自身の育ちの過程で生じた出来事や地域社会との関わり、さらには子ども自身の発達の問題など、実にさまざまな要因が絡まり合っています。学校が虐待の問題に取り組む場合には、こうした多岐にわたる要因の絡み合いを理解した上で、問題解決のために、学校として何が必要で何が担えるのかを見極めていく必要があります。

学校は、次代を担う子どもたちの人格の完成をめざす教育機関です。人間形成という面から、「虐待」という行為が許されない人権侵害であることを教え、健康的な子育てができる資質や能力を育成し、社会人として自立できるよう導くことは、重要な使命です。「虐待を受けて育った子どもが長じて虐待をしてしまう親になっていく可能性」が指摘されていることを考えれば、学校教育がこの世代間連鎖を断ち切ることは、社会全体の虐待防止の観点からもきわめて重要な使命です。

2 中学校・高等学校段階の人権教育と虐待防止

子どもが中学校から高等学校の年齢に達してくると、虐待による「生命の危機」からは遠ざかるように見えますが、長年にわたる虐待の影響がさまざまな非行や逸脱的な言動として現れてくるため、学校としては子どもの言動への対応に振り回されてしまい、その背後にある家庭の問題にまで踏み込めないということが多くなります。また、学校の体制としても教科担任制となるため、関係する教職員がどのような体制で対処するかということも重要な課題になります。進路指導に際してもその虐待の影響が現れて、困難になってくることもあります。

発達段階を考慮すると、この時期に子どもは自分がどのような大人になりたいのかというモデルを必要としますが、虐待を受けている子どもは、ほとんどの場合、適切な大人モデルを家庭内に見出すことはできません。中学校と高等学校は、虐待を受けた子どもにとって「信頼できる大人がいる」ということを学習する最後の機会だということになります。中学校・高等学校段階での虐待対応は、まず、学校内外において適切なチーム体制が大切です。次に子どもの示すさまざまな逸脱行動に対して、現実的な対応（時には警察の介入や医療機関の助力も必要）をすること、また、その背景にある養育の問題への配慮を欠かさないことが必要です。さらに教職員自身が子どもにとってよき大人のモデルになり得ているかどうかを自覚していることも求められます。

虐待防止のための教育としての人権教育においては、子どもの言語による理解力が高まるので、自分自身の育ちをさまざまな社会的要因に関連づけていくことができるようになります。友だちに対して何ができるかという観点だけではなく、一人の人間として虐待防止という大きな課題に対して何ができるのかということを考えさせる機会になります。

3 虐待を防止するために身に付けさせたい資質や能力

虐待防止のための教育は、当然ながら子どもの発達段階に応じた内容を要求されることになります。本事例集では、身に付けさせたい資質・能力の柱を、①自分や他者を大切にすること、②児童虐待について理解すること、③人間関係をつくること、④不当な扱いを許さない行動をすること、としました。

細かく見ていけばこれらはさらに分類可能です。この他にも必要な資質・能力はあげられますが、虐待に代表される人権侵害をおかしいと感じることができ、それを訴えることができ、そのような状況に置かれている他者の痛みを感じ、自分にできることを考えようとする資質・能力の基礎があつてこそ、思春期以降の、自分がどのような大人になることを目指すかという段階において、将来の虐待を自ら防ぐ力が形成されていくと考えられます。

そこで、子どもたちに身に付けさせたい資質や能力の柱を先の4点にしぶり、下の表1のとおりまとめるとともに、幼稚園から高等学校段階までを見通して発達段階に応じた具体的な項目を4ページ表2のとおり例示しました。

表1 児童虐待を防止するために身に付けさせたい資質・能力

① 自分や他者を大切にする (態度)	ア 生命を尊重する。 イ 自己尊重の感情を持つ。 ウ 他者を尊重する。
② 児童虐待について理解する (知識)	ア 児童虐待の存在・実態を知る。 イ 自分や他者の置かれている状況を理解する。
③ 人間関係をつくる (コミュニケーション能力) (技能)	ア 悩みを相談することができる。 イ 話したいことを正しく伝えることができる。
④ 不当な扱いを許さない行動をする (行動力・実践力)	ア 不当な扱いを改善・解決させるための方策を考え、行動できる。

II

活用に当たって

この事例集は、学校における児童虐待防止の「授業実践例」と「個別指導事例」とで構成されており、中学校・高等学校の授業で扱える事例が6事例、個別指導事例が8事例の合わせて14事例と、児童虐待通告等に関わるQ&Aを掲載しています。

本事例集では、授業実践事例編と個別指導事例編のそれぞれで、さまざまな角度からの虐待防止のための教育と虐待の早期発見・早期対応の実践が記されています。それらはいずれも、中学校・高等学校という年齢段階の特性と深く関連するものばかりです。それぞれの実践事例を読んでいくにあたってのポイントを紹介します。

(1) 授業実践事例編：中学校・高等学校の子どもの発達段階で、虐待を防止するための資質・能力を身に付ける授業実践事例を示しています。

「かけがえのない生命」 P 5 「親子の絆」 P 1 1 「子どもを育てるって？」 P 2 5	やがて親になるであろう、中学生という時期の人生における位置を自覚させながら、自分がどう育てられてきたのか、そして育ってきたのかという個人的な状況を「親の役割、子どもの役割」という考えに照らし合わせて考えさせます。一人の人格が形成されていく過程には、多くの人の思いや願いがあることを実感させます。
「いいところ探偵」 P 1 7	人間性を評価する多様な視点を獲得し、その視点で実際の日常生活の中から自他を評価する経験をさせます。
「おもちゃと遊びって？」 P 3 3	おもちゃを例として、より一般的な観点から幼児期の「よき育ち」には、何が必要なのかという理解を深めさせます。
「よりよい子育てをするための考え方」（上手な問題解決法） P 3 8	人間関係の改善のために自らができることについて具体的なスキルを獲得させることをねらっています。 虐待という現象を直接的に取り上げ、そこに含まれる考え方のどこがおかしいのかを理解させることの学習も高等学校段階では可能になります。

(2) 個別指導事例編：性的虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス※以下「DV」という）、発達障害などのさまざまな問題が複雑に絡み合う場合があり、その複雑な事例に対応するため、校内のチーム体制と教職員の役割分担で乗り越えていこうとする姿勢など、通告までの関わり方や通告後の支援など、各学校での参考事例を示しています。各個別指導事例の活用ポイントは、事例の最後に「CHECK」という形で示しています。

中学校や高等学校で児童虐待が疑われる生徒がいる場合は、授業実践を行う場合も個別指導を行う場合も、子どもの実態や子どもを取り巻く家庭環境等を十分把握し、配慮することが必要です。昨年度に配布した児童虐待防止指導実践事例集＜幼稚園・小学校編＞や次の「参考となる資料」とも併せて活用していただけることを期待しています。

※参考となる資料

- 「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」（平成17年3月埼玉県教育委員会）
- 「児童虐待防止のための児童生徒への教育＜指導事例集＞」（平成18年3月埼玉県教育委員会）
- 「児童虐待防止指導実践事例集＜幼稚園・小学校編＞」（平成20年3月埼玉県教育委員会）

表2 発達段階に応じて身に付けさせたい資質や能力の例

資質・能力	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学	中学年	小学年	小学校	中学校	高等学校	中学校	高等学校
①自分や他者を大切にする (態度)	ア 生命を尊重する イ 自己尊重の感情	生き物を大切にすることができる	自他の命を大切にすることができる	すべての命をかけがえのないものと理解し、尊重できる								
②児童虐待について理解する (知識)	ウ 尊重する ア 在る・実態を知	自分自身のよいところに気付くことができる	自分自身の長所も短所も肯定的に受けとめることができる	自尊心を持つて生活できる								
③人間関係をつくる (技能)	乙 家族・友だちや身の周りの人を大切にできる ア 児童虐待の存在を知る	家族・友だちや身の周りの人を大切にできる	人それぞれのよいところを認識できる	社会で生きるすべての人々の人権を尊重できる								
④不當な扱いに対する対応 (技能)	丙 談すること イ 慢みを相談する ア 人間関係をつくる	児童虐待について理解する	児童虐待について理解する	児童虐待の実態を理解する								
		状況を理解する イ 自分や他者が置かれている	虐待を受けている状況は、虐待であるということを認識する	自分が置かれている状況は、虐待であることを理解する								
		ができます イ 話したいことを正しく伝え	周囲の人には相談できる	友だちに相談できる	信頼できる人や関係機関に相談できる							
		ることができる イ 話したいことを正しく伝え	話したいことを正しく、わかりやすく伝える	話したいことを正しく、わかりやすく伝える	事実を正確にとらえ、論理的・客観的に伝えることができる							
		うことができる イ 話したいことを正しく伝え	自分に起こったことを伝えることができる	周囲の人には相談できる	信頼できる人や関係機関に相談できる							
		うことができる イ 話したいことを正しく伝え	不當な扱いに對しては、我慢しなくてよいことがわかる	不當な扱いに對しては、我慢しなくてよいことがわかる	不當な扱いから逃げたり、助けをもとめたりすることができる	不當な扱いについて、専門機関や信頼できる第三者に相談するなどして解決できる						
		うことができる イ 話したいことを正しく伝え	不當な扱いを改善・解消させるための方策を考え、行動できる	不當な扱いを改善・解消させるための方策を考え、行動できる	不當な扱いを許さない意志を持つことができる	不當な扱いを許さない意志を持つことができる						

※ ここに掲げた資質・能力は、児童虐待防止のために、発達段階に応じて身に付けさせたい資質・能力の例示である。学校、家庭・地域社会の実態、幼児・児童の発達段階等に応じて、適切なねらいを設定して指導を実施することが重要である。